主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、違憲をいう点もあるが、実質は単なる法令違反の主張であつて、適法な抗告理由にあたらない。なお、本件忌避申立を却下した裁判に対しては即時抗告は許されないから、即時抗告と題する申立を準抗告の趣旨に解した原審の措置は正当である。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年一二月五日

最高裁判所第二小法廷

豊		田	吉	裁判長裁判官
男	昌	原	岡	裁判官
玄隹	信	Ш	小	裁判官
- 郎	喜一	塚	大	裁判官